

規制改革推進に関する答申 主な実施事項

資料 1-1

デジタルガバメントの推進

行政手続の書面・押印・対面の見直し

- 押印を求める行政手続のうち、令和3年3月末までに法令改正等が行われていない305種類の手続について、速やかに押印の見直しを実施し、99%超の手続の押印義務を廃止する。 【速やかに措置】
- 書面の提出等を求める行政手続のうち、オンライン化未実施の18,612種類については、性質上オンライン化が適当でないとされる432種類の手続を除き、令和7年までにオンライン化する。 【可能なものから順次措置】

オンライン利用の促進

- 原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて、オンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行う。 【原則令和3年10月までに基本計画を策定し、取組を開始】

キャッシュレス化の促進

- 支払い件数が年1万件以上の手続等について、オンライン納付や窓口におけるキャッシュレス払いを導入する。 【可能なものから速やかに措置】 次期通常国会にデジタル庁から法案を提出する。

地方税等の収納の効率化・電子化

- 地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ公表する。 【令和3年上期措置】
令和5年度課税分から同コードの活用を開始できるよう措置する。 【令和4年度措置】

デジタル時代に向けた規制の見直し

民間の書面・押印・対面の見直し

- 電子的な受取証書（領収書）提供の請求を可能とする改正民法（令和3年5月成立、9月施行）について、あらかじめQ&A等で法令解釈を明らかにし、広く周知を図る。 【令和3年度上期措置】
- 船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、速やかに法制審議会への諮問などの具体的な措置を講ずる。 【令和3年度検討開始・結論、結論を得次第速やかに措置】

アジャイル型（すり合わせ型）システム開発のルール整備

- アジャイル型開発の環境整備に向け、システム開発の実態を踏まえ検討を行い、その結果に基づいて疑義応答集等で考え方を明らかにし、広く周知を図る。 【令和3年度上期検討開始・結論】

医療分野におけるDX化の促進

- 処方箋等の文書において、利用が推奨されている電子署名（HPKI）以外の電子署名の利用に資するよう、考え方を明らかにする。 【令和3年度結論・措置】
- 電子カルテ等のデータをシステム的に処理して治験の症例報告書等を作成した場合において、簡素な方法により原資料との照合・検証が可能であることを明確化し、周知する。 【令和3年度措置】

最先端の医療機器の開発・導入の促進

- プログラム医療機器の承認審査において、その特性を踏まえた審査の考え方を整理し、柔軟かつ迅速な承認を可能とする審査制度を検討する。 【令和3年度検討・結論】

デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

- 放送番組の同時配信等を推進するための改正著作権法の令和4年1月の施行に向けて、実務者向けのガイドラインを作成する。 【令和3年夏までに措置】
- アマチュアを含むクリエイターの創作物や過去の放送番組について、デジタルコンテンツとして活用しやすくするため、拡大集中許諾制度を基に、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。 【令和3年検討・結論、令和4年度措置】

成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革

生産性向上に向けた物流改革

- 自家用車を有償運送に利用可能な期間を定め、時期ごとの申請を求めている「年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（国土交通省通達）に関し、対象時期等の見直しを含む必要な改正を行う。 【令和3年度上期結論・措置】
- 他営業所の運転者に対するIT点呼を、全事業者で実施できるよう拡大する。 【令和3年検討・結論・措置】

タクシーの利便性向上

- 現行のタクシーメーターと代替可能なソフトメーターの導入に向けた制度設計を進める。 【令和3年結論・措置】
- 変動運賃制度の在り方について、公共交通機関として利用者の理解が得られる妥当な変動幅となるよう留意の上、検討を進める。 【令和3年検討開始・結論を得次第速やかに措置】
- 隣接敷地・近距離の営業所と車庫間でのみ認められているIT点呼を、遠距離を含む営業所間でも実施できるよう拡大する。 【令和3年結論・措置】

民泊サービスの推進に向けた取組

- 住宅宿泊事業に伴い発生するごみについて、有料ステッカーを貼付するなどの手法で、家庭ごみと一緒に事業系ごみを地方公共団体の収集に出すことを認める運用を行っている優良事例等を全ての地方公共団体に周知する。 【令和3年度検討・結論・措置】
- 住宅宿泊事業の用に供する住宅の施設基準について、家庭用台所と営業で用いる調理場所の併用等の弹力的な運用が可能である旨、地方公共団体に通知する。 【令和3年度検討・結論・措置】

会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ

- 株式会社設立時の定款認証に係る公証人手数料について、起業促進の観点からその引下げを検討し、必要な措置を講ずる。 【令和3年度措置】

強い農林水産業の創出による地域経済の活性化

- 地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。 【令和4年措置】

雇用・教育等

デジタル時代を踏まえた大学／高校設置基準、教員資格制度の見直し

- オンライン授業の普及や今後期待されるリカレント教育の実施に向けた観点から、校舎等の施設の在り方・面積等を定めている設置基準について、大学の独自性を考慮した上で、柔軟な対応ができるよう見直しを実施する。 【令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】
- 学生が海外大学院等へ進学しやすくできるよう、必要単位を取得した場合には、4年未満であっても卒業できるよう、大学の卒業要件を見直す。 【令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】
- 多様な外部人材を教師として登用する際の「特別免許状」の発行件数は、いまだ年間200件程度にとどまる。利用促進のため、手続面・要件の見直しを行う。 【令和3年度措置】

多様な働き手の自律的・主体的なキャリア形成の促進

- 正社員にとどまらない多様な働き手の自律的・主体的なキャリア形成の促進を主眼に置き、働き手・企業が取り組む事項や人材開発施策に係る諸制度を体系的に示した「リカレントガイドライン」の策定を行う。 【令和3年度措置】